

総務部

1. 必要に応じ三重県司法書士会の規則・規程・指針等の見直し
(紛議調停規則、紛議調停細則の見直し)
2. 会務又は研修等による会館利用時の新型コロナウイルス感染症対策
3. 南海トラフ地震等の災害対策
4. 会員専用ページの運営
5. コロナ禍における親睦事業の検討・企画
6. 司法書士業務賠償損害保険につき保険会社との連絡調整及び必要に応じ業務賠償損害保険に関する規定等の見直し
7. 会員からの業務に関する意見・疑問点等の情報収集及び法務局等との実務協議等の実施並びに会員への情報提供
8. その他、他の部・委員会の所掌に属さない業務の実施

財務部

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
 - (1) 一般会計及び会館特別会計予算の効率的・効果的な執行に向けて、会費等の収入状況及び毎月の支出状況の確認し、必要があれば部会において検討を行い予算の適切な管理執行に努める。
 - (2) 適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ執行状況等を適宜提供する。
2. 財務内容の検討
 - (1) 毎月の決算書等を確認し、必要があれば財務内容の検討を行う。また、年度末の決算書等に基づき部会において年間の財務内容の検討を行う。
 - (2) 効率良い事業執行と支出の抑制、両面を踏まえ収支均衡型の財務運営を目指す。
3. 会館の維持・管理等
 - (1) 会館及び付帯設備の定期的な点検・修繕等を行い、継続的な維持管理に努める。
 - (2) 経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、緊急性等を考慮し優先順位を定め、費用等を勘案しながら順次検討を行う。
 - (3) 下記の事案について、本年度中に修繕等の検討を行う。
 - ①会館の耐震診断
 - ②上記①の耐震診断の結果、大規模な耐震工事が必要となった場合において、今後の会館維持管理について
 - ③会館屋上キュービクル（受変電設備）取替

研修部

1. 改正又は施行が予定されている法律等について、情報収集・研究等を行い、必要に応じて、適切に研修を実施する。

2. 財産管理人名簿登載要件である研修会を開催する。
3. 倫理研修を実施する。
4. 日本司法書士会連合会、日本司法書士会連合会中部ブロック会で行われる会員研修を確認し、司法書士の業務に必要な専門分野及び倫理の保持に必要な研修について、本会で行うべき研修、支部で行うべき研修を検討し、適宜適切な集合研修を開催する。また、必要に応じて、ビデオライブラリ、eラーニング、DVDの案内を行い、会員が年間12単位以上の研修単位を取得できる環境を用意する。
5. 各部、各委員会、各支部、関連団体との連絡、協力のもと研修の共催及び案内を行う。
6. 年次制研修を実施し、実施方法及び年次制研修受講対象の未受講者について、日司連会員研修規則及び日司連会員研修実施要領等にもとづき適切に対応する。
7. 本会で行う研修のうち、録画可能なものについてはサテライト会場を設置し、オンライン配信可能なものについては会員個人が直接視聴できるシステムを構築し、遠隔地会員の研修の利便性を図り、各会員が本会主催の研修を受ける機会を均等にするよう努める。
8. 研修の履修状況について、三重県司法書士会ホームページにより一般市民に公表する。
9. 司法書士登録希望者の配属研修及び入会後の新入会員研修を実施し、新入会員向け研修の充実を図り、対象者の積極的参加を促す。
10. 事業承継に関する業務の普及啓発等研究。

広 報 部

司法書士制度は、令和4年8月3日をもって150周年を迎えることとなり、日司連が、司法書士制度の周知・広報を図るべく、大々的に事業展開を進めているところ、本会としても司法書士制度の周知に重点を置いた広報活動を展開していきたい。

一方で、従来実施してきた対外・対内広報のあり方を見直すこととし、新しい生活様式に即した形での広報活動を展開していきたい。

1. 広報活動（対外広報）
 - (1) 市民法律支援事業部、総合相談センター及び空家等対策委員会等各部各委員会並びに法務局、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部及び三重県青年司法書士協議会等関連諸団体との連携による効果的な広報活動の展開
 - (2) 地方新聞・TV局・SNSなどを利用した効果的な対外広報活動
 - (3) 各支部との協力による広報活動及び支部広報活動に対する支援事業
 - (4) ホームページの維持管理、見直し及びSEO対策(SNSとの連動など)
 - (5) 広報ツール（パンフレット・リーフレット・ポスター等）の制作及び配布
 - (6) 市民向け事業（講座・シンポジウム・法律教室など）の開催
 - (7) 市民向け各種イベントへのブース出展
2. 広報活動（対内広報）
 - (1) 速報みえの発行による諸情報の提供
3. その他
 - (1) 既存事業の見直し

市民法律支援事業部

1. 総合相談センターの運営
2. 相続に関する相談の対応強化のための総合相談センターの拡充・IT化などの検討、その他相談会の開催
3. 司法アクセス困難地域における巡回相談会の開催
4. 日司連から要望される各種相談会への協力
5. 日本司法支援センターとの連携および法律扶助の利用促進。
6. 消費者出前講座および相続出前講座等の法教育事業
7. 三重県多重債務対策協議会、市役所等の行政機関、法務局など他団体との連携および事業の協力
8. 生活困窮者支援への助成制度、その他会員の業務についての助成制度の検討、創設、運営

特別委員会

非司法書士排除委員会

当委員会は司法書士以外の者（特に他士業）が司法書士業務を行ったり、司法書士であるかのような紛らわしい名称を用いる等の行為（非司法書士行為）を排除することを目的として、以下の活動を行う。

1. 司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づく調査実施
 - (1) 津地方法務局から同条に基づく委嘱を受ける予定であり、司法書士法等違反に関する調査を行う。
 - (2) 実施に当たっては、事前に調査要領、調査ポイントを明らかにし、統一基準で実施する。
2. 非司法書士行為の監視
 - (1) インターネット、ホームページ、広告等で非施行書士行為が疑われる内容の調査、監視を行う。
 - (2) 会員から非施行書士行為と疑われる実についての情報提供を求め、寄せられた情報について調査を行う。
3. 具体的事案の調査・対処方法の検討と対策の実施
 - (1) 委員会において日司連が作成した非司対応マニュアルの検討会を開催する
 - (2) 令和2年に県下で発生した実際の非司行為事案について、上記マニュアルに沿って、具体的な対処方法を検討し、実施する。

空家等対策委員会

本委員会は、平成27年5月に完全施行された空き家対策特別措置法および所有者の把握が難しい土地等への対策に対応するための委員会として、平成28年2月の理事会で承認された委員会である。

各市町との協定締結や協議会への参加、そして具体的な業務の受託は各支部での対応をお願いすることになるが、本委員会は協定書や業務受託契約の内容を検討するほか、各地域での対応状況を各支部間

において情報共有するとともに本会として全体の状況を把握し、問題点の洗い出しや対応方法を検討することを目的として発足した。

これまで8市町との間で空き家対策に関する協定や所有者等調査業務委託契約を締結してきたが、引き続き各市町との協定及び業務委託の締結と協議会への司法書士の参画を進めていく。また、空き家ネットワークみえの構成員として、他団体と連携してその活動に参加していく。加えて、相続登記義務化等の民法・不動産登記法の改正及び所有者不明土地問題への対策として各市町との間で新たな協定締結等、協力連携体制を構築していく必要が出てくることが予想されるので、本会としてこれに対応し、相続登記や所有者相続人調査、財産管理人就任等への司法書士業務へつなげる活動を行っていく。

1. 協定書・受託契約書の内容検討
2. 各支部との情報共有
3. 空き家相談会への相談員派遣や電話相談への対応
4. 他団体および行政機関との連携、空き家ネットワークみえの活動への参加
5. 市民向け啓発、広報活動
6. 所有者不明土地問題の研究